第二百九条中「第百八十条の八第四項において」の下に「読み替えて」を、「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第二百四十四条中「第百九十六条において準用する同法第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「相互会社の更生手続における社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

第二百六十一条第一項第二号中「第四条第一項第三号」を「第三十条の十第二項」に、「以下この章において同じ。）と」を「第二百七十二条第七号、第八号ニ及び第九号、第二百九十九条第一項並びに第三百六十条第一項第二号及び第三号ニにおいて同じ。）と」に改め、「監査等委員をいう。以下この章」の下に「及び第三百六十条第一項第二号」を加え、同項第三号中「第四条第一項第三号」を「第三十条の十第九項」に、「以下この章において同じ。）と」を「第七号、第二百七十二条第八号ホ及び第三百六十条第一項第三号ホにおいて同じ。）と」に改め、「各委員会をいう。以下この章」の下に「及び同号ホ」を加え、同項第四号中「第八条の二第一項第二号」を「第五十三条の十八第一項」に、「以下この章」を「第二百七十二条第八号イ及び第三百六十条第一項第三号イ」に改め、同項第五号中「以下この章」を「第二百七十二条第八号ロ及び第三百六十条第一項第三号ロ」に改め、同項第六号中「以下この章」を「第二百七十二条第八号ハ及び第三百六十条第一項第三号ハ」に改める。

第二百六十四条第二号中「（明治三十八年法律第五十二号）」を削る。

第二百六十五条第二項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第二百六十六条第一項第一号中「事項を」を「事項並びに第二百六十八条の二に規定する事項を」に改め、同項第二号中「である場合」を「（保険業法第八十六条第六項に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）である場合」に改め、同項第三号イ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号イに規定する会計参与設置会社をいう。）である」に改め、同号ロ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号ロに規定する監査役設置会社をいう。）である」に改め、同号ハ中「である」を「（保険業法第八十六条第四項第四号ハに規定する会計監査人設置会社をいう。）である」に改め、同号ホ中「である」を「（保険業法第二百七十二条の三十六第一項第四号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）である」に改める。

第二百六十七条第二号中「第九十六条の五第一項」を「第九十六条の五第二項」に改める。

第二百六十八条第二号中「第九十六条の八第一項」を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第二百六十八条の次に次の一条を加える。

（組織変更株式交付）

第二百六十八条の二　組織変更株式交付に関する条項においては、組織変更計画において定めるべき事項（組織変更株式交付に関するものに限る。）を定めなければならない。

第二百八十三条中「第百九十六条において」の下に「読み替えて」を、「第七百六条第一項」の下に「若しくは第七百十四条の四第三項」を、「第六十一条の七第四項」の下に「若しくは第六十一条の七の三第三項」と、「第七百六条第一項ただし書」とあるのは「第六十一条の七第四項ただし書」を加える。

第三百十六条第一項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第七項中「対して第二百七十三条において」、「第百七十五条第三号」とあるのは「第二百七十三条において」及び「更生特例法第二百七十三条において」の下に「読み替えて」を加え、同条第八項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る。

第三百五十八条の表第四十五条第一項第七号の項中「若しくは株式移転」を「、株式移転若しくは株式交付」に改め、「組織変更株式移転」の下に「を含む。）、株式交付（同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付」を、「において」の下に「読み替えて」を加える。

第三百六十条第一項第二号中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）」及び「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を削り、同項第三号イ中「（保険業法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。）」を削り、同号ロ中「（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」を削り、同号ハ中「（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。）」を削り、同号ホ中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」及び「（同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会をいう。）」を削る。

第三百七十二条第五項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において」及び「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において」の下に「読み替えて」を加え、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百七十四条中「保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項」を「同項」に改め、「及び従たる事務所」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十五条　資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百十六条第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第二十二条第四項を削る。

第二十五条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第三十六条第五項中「第二百二条第三項」の下に「、第二百二条の二、第二百五条第三項から第五項まで」を、「第五号」の下に「、第二百九条第四項」を加え、同条第九項中「において」の下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「当該社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

第三百六十条第一項第二号中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号ニにおいて同じ。）」及び「（同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。）」を削り、同項第三号イ中「（保険業法第八条の二第一項第二号に規定する会計参与設置会社をいう。）」を削り、同号ロ中「（保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。）」を削り、同号ハ中「（保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう。）」を削り、同号ホ中「（保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」及び「（同法第五十三条の二十四第一項に規定する各委員会をいう。）」を削る。

第三百七十二条第五項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において」及び「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において」の下に「読み替えて」を加え、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百七十四条中「保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八条第一項」を「同項」に改め、「及び従たる事務所」を削る。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百六十九条第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十五条　資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百十六条第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第二十二条第四項を削る。

第二十五条第四項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第三十六条第五項中「第二百二条第三項」の下に「、第二百二条の二、第二百五条第三項から第五項まで」を、「第五号」の下に「、第二百九条第四項」を加え、同条第九項中「において」の下に「、同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「当該社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。

第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一　取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二　役員等の解任に関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三　会計監査人を再任しないことに関する議案　当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。